

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議 第4回会議配布資料	資料 2
令和5年8月23日	

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに  
関する有識者会議におけるこれまでの主な論点

# こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議における これまでの主な論点

## < 1. 制度設計にあたっての基本的な視点 >

- (1-1) 本件確認の仕組みの必要性
- (1-2) 仕組みを設けるに当たり留意すべき観点
  - ① 職業選択の自由、営業の自由との関係
  - ② プライバシーとの関係

## < 2. 個別論点についての検討結果等 >

- (2-1) 学校や児童福祉施設等の設置運営者の責務
  - ① 責務等を具体的に規定する必要性
  - ② 安全確保措置
- (2-2) 認定
- (2-3) 対象事業者の範囲
  - ① 基本的な考え方
  - ② 具体的な事業者の範囲
- (2-4) 対象業務の範囲
- (2-5) 性犯罪歴確認結果の活用方法
- (2-6) 確認の対象とする性犯罪歴等の範囲
  - ① 前科について
  - ② 不起訴処分（起訴猶予）について
  - ③ 行政処分について
  - ④ その他

# こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議における これまでの主な論点

< 2. 個別論点についての検討結果等（続き） >

（2 - 7）本件確認の具体的な仕組み

- ① 確認を申請する者
- ② 確認の結果について回答を受ける者
- ③ 適正な情報管理の確保

（2 - 8）その他

< 3. 併せて行うべき取組 >

## (1-1)本件確認の仕組みの必要性

### 構成員の主な意見等

- ・ こどもが性犯罪・性暴力の被害に遭うことは、被害に遭ったこどもの心身に生涯にわたって回復し難い有害な影響を及ぼすものであるから、あってはならない。こどもが性犯罪・性暴力の被害に遭うことがないよう、未然にこれを防止するための仕組み作りが必要である。
- ・ こどもを健全に育てるといった社会全体の責務を担う教育・保育の場面において、そこに関わっている従事者が強い立場において、人格的、身体的な継続的接触を、しかもこどもがそれと気付かず、あるいはこどもがそれに従属してしまうような形で強く行うということは、教育・保育の目的に反するものであり、教育・保育の目的を適切に達成するためにも、こどもが性犯罪等にきちんと巻き込まれないようにするという責務が、教育・保育等に関わる方に、公的部門、民間部門等にかかわらず存在する。それを実現するための手段として日本版DBSの制度を考えていくべき。
- ・ 現実の被害が想定され、児童生徒と特別の権力性や、身体的・人格的な継続的接触による支配性が生じ、そこで性犯罪が起きるおそれのあるところへの再就職を阻むための日本版DBSを的確に制度設計していく必要がある。広く一般に教育・保育等に関わる事業者には、こどもの安全を守るという責務があり、その責務をよりよく達成するための手段として日本版DBSを構想する。
- ・ 性犯罪の再犯率は13.9%であり、性犯罪による検挙者中の性犯罪前科のある者の割合は9.6%である。また、性犯罪による受刑歴のある者が再犯に及ぶ場合、その犯罪が同じく性犯罪である割合は4割前後である。加えて、小児わいせつ型の性犯罪で有罪判決を受け、更にそれ以外に複数回の性犯罪前科がある者のうち、その前科における性犯罪の類型を見ると、同じく小児わいせつ型であった者が約8割存在している。これらのことから、性犯罪の前科を有する者に対する仕組みの創設が有効であり、必要性が高い。

## (1-2) 仕組みを設けるに当たり留意すべき観点

### 各論

### 構成員の主な意見等

- ① 職業選択の自由、営業の自由との関係
- ・ こどもに対する教育・保育等を提供する業務に従事する者が性犯罪歴を有するか否かを確認する仕組みを設けることは、その結果に基づき当該業務に従事することを禁止する場合であるだけでなく、禁止まではせず、採用者に確認を義務付け、その結果に基づいて何らかの措置を講ずべきこととするとしても、対象となる性犯罪歴を有する者が当該業務に従事することを法的に又は事実上制限することとなり、職業選択の自由の制約に当たるものである。そのため、このような仕組みを設けることについては、その必要性や合理性が認められることに加え、同じ目的を達成できる、他に選び得る規制手段がないことが求められると考えられる。
- ② プライバシーとの関係
- ・ 本件確認の仕組みは、対象者が性犯罪歴を有するか否かを本人以外の者に知らせることとなり得るものであるところ、個人情報保護法上、犯罪歴等は不当な差別につながる要配慮個人情報として厳格な取扱いが求められている。したがって、これを提供する範囲は、重要な目的達成のために必要かつ合理的な範囲であることが求められる。
  - ・ 本件確認の仕組みによって本人以外の者に知らされた性犯罪歴に関する情報が漏えいするなどの事態が生じた場合、加害者やその被害者の社会生活に重大な影響を及ぼすため、その情報の安全管理については遺漏なきよう制度設計をしていく必要がある。

## (2-1) 学校や児童福祉施設等の設置運営者の責務

### 各論

### 構成員の主な意見等

- ① 責務等を具体的に規定する  
必要性
- ・ こどもを健全に育てるといった社会全体の責務を担う教育・保育の場面において、そこに関わっている従事者が強い立場において、人格的、身体的な継続的接触を、しかもこどもがそれと気付かず、あるいはこどもがそれに従属してしまうような形で強く行うということは、教育・保育の目的に反するものであり、教育・保育の目的を適切に達成するためにも、こどもが性犯罪等にきちんと巻き込まれないようにするという責務が、教育・保育等に関わる方に、公的部門、民間部門等にかかわらず存在する。それを実現するための手段として日本版DBSの制度を考えていくべき。【再掲】
  - ・ 現実の被害が想定され、児童生徒と特別の権力性や、身体的・人格的な継続的接触による支配性が生じ、そこで性犯罪が起きるおそれのあるところへの再就職を阻むための日本版DBSを的確に制度設計していく必要がある。広く一般に教育・保育等に関わる事業者には、こどもの安全を守るという責務があり、その責務をよりよく達成するための手段として日本版DBSを構想する。【再掲】
- ② 安全確保措置
- ・ こどもの安全を確保するために採るべき措置として、例えば、こどもに対する性犯罪・性暴力の影響等についての理解を深めさせるための教員等に対する研修等が考えられる。

## (2-2) 認定

### 構成員の主な意見等

- ・ 教育・保育の目的を適切に達成するために、こどもが性犯罪等に巻き込まれないようにするという責務が公的部門、民間部門等にかかわらず教育・保育等に関わる者に存在する。【再掲】
- ・ 学校教育法や児童福祉法に基づき認可等を受ける学校や保育所等の設置者が安全確保のために措置を講ずることを義務化する仕組みと、それと同等の措置（職員研修等）を講じている事業者を国が認定（いわゆるマル適マーク）し、認定したら照会を義務付けする仕組みの両方を設け、幅広い事業を対象できるよう検討する必要がある。
- ・ このような認定（マル適マーク）の仕組みを設ける場合には、認定対象となる幅広い事業者において、認定を受け、学校等と同等のこどもの安全を確保するための措置が講じられることが促進され、本制度の実効性が保たれるよう留意する必要がある。

## (2-3) 対象事業者の範囲

### 各論

### 構成員の主な意見等

#### ① 基本的な考え方

- ・ こどもを健全に育てるといった社会全体の責務を担う教育・保育の場面において、そこに関わっている従事者が強い立場において、人格的、身体的な接触を、しかもこどもがそれと気付かず、あるいはこどもがそれに従属してしまうような形で強く行うということは、教育・保育の目的に反するものであり、教育・保育の目的を適切に達成するためにも、こどもが性犯罪等にきちんと巻き込まれないようにするという責務が、教育・保育等に関わる方に、公的部門、民間部門等にかかわらず存在する。それを実現するための手段として日本版DBSの制度を考えていくべき。【再掲】
- ・ 現実の被害が想定され、児童生徒と特別の権力性や、身体的・人格的な接触による支配性が生じ、そこで性犯罪が起きるおそれのあるところへの再就職を阻むための日本版DBSを的確に制度設計していく必要がある。広く一般に教育・保育等に関わる事業者には、こどもの安全を守るという責務があり、その責務をよりよく達成するための手段として日本版DBSを構想する。【再掲】
- ・ 教育・保育等を提供する事業者は、次のような要素がそろう場合、もれなく対象にすべき。1つ目は、「時間単位のものを含めて、こどもと生活を共にする等接触の度合いが高い。」、2つ目として、「こどもとの間で教育や指導やケアを担う等非対称の力関係がある。」3つ目として、「こどもと接触しても他者の目に触れにくい状況を作り出すことができる。」。この3つの要素が重なったときは対象にしなければならない。



## (2-3) 対象事業者の範囲

### 各論

### 構成員の主な意見等

#### ② 具体的な事業者の範囲

- ・ こどもに関連する事業についてはなるべく広く対象とすべき
- ・ 学校や児童福祉施設等のように確実に仕組みの対象にすべきものについては早期に仕組みを実現すべきであると考え、まずはこれら確実に対象にすべきものを中心に仕組みを作り、その後、段階的に対象とする事業を拡大していくことが考えられる。
- ・ 事業者には義務が課せられる範囲を明確にするという観点から、対象業務についても、法令に規定するなどし、その外縁を明確にすることに留意する必要がある。
- ・ 具体的には、義務化の対象はメルクマールを公的規制のあるものとし学校、認可保育所等を想定し、一方、子ども・子育て支援法の13の事業に掲げられる事業など認可がないものや、民間塾、スイミングクラブ等は認定の対象として本制度に参画できるようにすることが考えられる。認定については、その旨表示させて保護者の選択に資すること、認定したら本確認を義務化するといったことにより実効性を確保することも可能ではないか。

## (2-4) 対象業務の範囲

### 構成員の主な意見等

- ・ 事業者には義務が課せられる範囲を明確にするという観点から、対象業務についても、法令に規定するなどし、その外縁を明確にすることに留意する必要がある。

## (2-5) 性犯罪歴確認結果の活用方法

### 構成員の主な意見等

- ・ 多くの資格制度や事業規制では、犯罪歴を有することは、欠格事由として定められており、特定の犯罪歴を有する者は、刑の執行を終えた時点等から一定期間、当該資格や事業の許認可を受けることができないこととされている。こどもの安全を確保するという観点からは、特定の性犯罪歴を有することをこどもに接する業務に従事する者の欠格事由とし、一定の性犯罪歴に該当する者を一定期間、当該業務から一律に法律上排除することも考えられる。
- ・ 他方、本件確認の仕組みの目的は、こどもに対する性犯罪・性暴力からこどもの安全を守るための措置を講じるなどして、こどもの安全の確保に資することであり、資格制度や事業規制のように当該資格又は事業の社会的信頼性を確保する観点から犯罪歴を有する者を一律に排除する必要があるのとは異なり、必要な措置を講じて業務に従事させるか、全く従事させないかといった具体的な防止の方法については、事業者の状況に応じて決めさせることも考えられる。この場合、必要な防止措置をとることを法律上事業者には義務付ける。
- ・ 当該確認の実効性を担保するという観点からは、確認するかどうかを事業者の裁量に委ねるのではなく、事業者に対して、当該確認を行うことを義務付け、これに違反した場合に何らかのペナルティを科すこととすることが考えられる。

## (2-6) 確認の対象とする性犯罪歴等の範囲

### 各論

### 構成員の主な意見等

#### ① 前科について

- ・ 本件確認の仕組みが、一定の性犯罪歴等を有する者が特定の業務に従事することを法的に又は事実上制限するものであることからすれば、このような制限の根拠として、対象者が性犯罪に及んだことがあるかどうかという過去の行為の有無を確認するに当たっては、その厳格さ、正確性が担保されている裁判所による事実認定を経た前科については、これを対象とすべきである。
- ・ 性犯罪に及ぶ者の中には、こどもに対するし癖を有するが、成人に対する性犯罪に及ぶことによってこどもに対する性的欲求を抑えようとするものや、成人に対する性的欲求を、通報等されるおそれが少ないこどもに対する性犯罪に及ぶことによって発散する者がおり、性犯罪者ごとにその被害者の年齢が必ずしも一貫しているわけではない。
- ・ 性犯罪前科における被害者が18歳以上であった場合についても、再び性犯罪に及ぶおそれは一般的に高い上、その被害者が18歳未満の者であるおそれも高いといえる。
- ・ 教員の資格について、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（議員立法）による法律の規定はないものの、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」により、特定免許状失効者等に該当してデータベースに記録されると、「当面、少なくとも40年間分の記録を蓄積」されることとなっている。この記録を基に任命又は雇用の判断がなされる。これらとのバランスをどう考えるか。<sup>10</sup>  
(次葉へ)

## (2-6) 確認の対象とする性犯罪歴等の範囲

### 各論

### 構成員の主な意見等

#### ① 前科について

(前葉から)

- ・ 刑法34条の2第1項では、一定期間が経過することにより刑の言渡しはその効力を失うこととしており、この制度が設けられた趣旨は、刑の言渡しを受けた者に対して一定期間犯罪を行うことなく過ごしたことを条件に、前科のない者と同様の対応を受けることを認めることによって、犯罪者の更生意欲を助長して、社会復帰を図ることにあるとされる。
- ・ 性犯罪前科の確認について、事業者がこどもの安全を確保するための措置を講ずる際の考慮要素として位置付ける場合、それ自体は欠格条項ではないから、刑法34条の2が直接適用されることとはならない。しかし、確認の結果に基づき、対象業務に従事させられないなど事実上の就業制限を受ける可能性は否定し難いことから、禁錮以上の刑については刑の執行終了等から10年間、罰金以下の刑については刑の執行終了等から5年間再犯をせずに経過すれば、他の者と同様に扱われることとすることによって更生の意欲を助長するという刑法34条の2の趣旨に照らせば、その趣旨に反しない範囲で一定の上限を設ける必要がある。

## (2-6) 確認の対象とする性犯罪歴等の範囲

### 各論

### 構成員の主な意見等

- ② 不起訴処分（起訴猶予）について
- ・ 本件確認の仕組みの対象について、検察官が行った不起訴処分のうち起訴猶予を理由にしたものも含めるべき。
  - ・ 本件確認の仕組みが事実上の就業制限という大きな不利益を対象者にもたらすことからすれば、そのような不利益をもたらす根拠とする性加害行為の有無については、正確な事実認定を経たものによって確認すべきであるところ、検察官による不起訴処分は、公平な裁判所の実事認定を経ていない上、処分を受けた者がこれに不服を申し立てることができず事実認定の正確性を担保する制度的保障もないことから、不起訴処分を対象に含めることには慎重であるべき。
- ③ 行政処分について
- ・ 行政上の懲戒処分について、行政が調査等を行って判断し、当該行政処分について不服申立ての機会を設けるなどして、制度の対象に含めるべき。
  - ・ 行政上の懲戒処分を対象にすることについては、司法手続に準ずる程度重い適正手続を踏まえた場合でなければ、処分を受けた本人にとって不当な結果につながりかねず、本件確認の仕組みの対象に直ちにすることはできない。
- ④ その他
- ・ 自主退職や条例違反についてどう考えるか。

## (2-7) 本件確認の具体的な仕組み

### 各論

### 構成員の主な意見等

#### ① 確認を申請する者

- ・ 個人情報保護法上、個人の犯罪歴について、本人であっても自己の犯罪歴を開示請求することはできないとされている。その理由は、このような開示請求を認めてしまうと、就職の際に採用希望者に対してその前科等に関する情報の開示請求をさせて開示結果を提出させるなどの方法により、個人の前科という高度のプライバシーに係る情報が利用され、犯罪歴を有する者の社会復帰を妨げるおそれがあるからである。
- ・ 本件の仕組みにおいて、こどもに関する業務に従事することを希望する本人がその犯罪歴を照会し、回答を得られるようにすると、個人情報保護法が防止しようとした場面を作り出すことになり、こどもに関係しない業種に就職しようとする際も、本件の仕組みを利用して取得した性犯罪歴を提出するよう求められるという事態が生じかねない。そのため、本件の仕組みにおいて性犯罪歴を確認することができる者は、その本人ではなく、性犯罪歴を確認する必要がある事業者とすべきである。

## (2-7) 本件確認の具体的な仕組み

### 構成員の主な意見等

- ② 確認の結果について回答を受ける者
- ・ 性犯罪歴等の確認の結果については、個人情報保護の観点から、対象者本人が受け取ることができるようにすべき。
  - ・ 雇う側に性犯罪歴を確認させるという制度設計の方がいいのではないか。
  - ・ 基本的には特別の責務を負っている業務サービスを提供する人が、対象者本人の同意等の関与を得た上で確認の仕組みを利用するということにするのが適切ではないか。
- ③ 適正な情報管理の確保
- ・ 対象事業者が高度のプライバシー情報である前科に関する情報に接することがあり得ることとなるため、当該情報の安全管理のために必要かつ適切な管理体制や管理方法等について規律を設けるべきである。また、具体的な取扱いについてガイドラインを設けるなどして、これを事業者に周知することが適当である。
  - ・ 併せて、前科に関する情報が漏えいすることがないように、漏えいを禁止する規定や罰則を設けるべきである。

構成員の主な意見等

- ・ 個人が行っている事業についてどう考えるか。
- ・ 特定免許状失効者等に関するデータベースとの関係についてどう考えるか。
- ・ 採用時の運用についてどう考えるか。



### 3. 併せて行うべき取組

#### 構成員の主な意見等

- ・ こどもの性被害を防ぐためには、犯罪歴の確認により網をかければ安心だというのではなく、全体の性犯罪対策の中に適切に位置付けるということが不可欠である。
- ・ 本制度が創設される際には、業界団体によるガイドライン作成などを通じて、より多くの事業者に対して認定を受けるよう促進することが必要である。関係府省庁や民間業界の連携を強化し、こどもの安全の確保をより確実なものとしていくべきであり、これらの取組により、こどもに対する性犯罪を許さないという社会・企業の文化を醸成し、社会全体としてこどもに対する性犯罪の予防につながることを期待する。